

麻薬 者業務廃止届

免許証の番号	第	号	免許年月日	(有効期間開始日) 年 月 日
業 務 所	所在地			
	名 称			
氏 名				
業務廃止の事由 及びその年月日		(該当するものを○で囲むこと)		
		廃業・麻薬取扱廃止・退職・県外転勤 営業者変更・死亡・法人解散・免許資格喪失 その他 ()		
		(廃止年月日) 年 月 日		
上記のとおり、業務を廃止したので免許証を添えて届出します。 年 月 日 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> 住 所 届出義務者続柄 氏 名 </div> <div style="text-align: center;"> 和歌山県知事 保健所長 殿 </div>				

業務廃止により麻薬診療施設、麻薬研究施設でなくなる場合、施設の開設者は麻薬所有届の提出が必要です。

※
麻薬 小売業 者業務廃止届

免許証の番号	第 12345678 号	免許年月日	(有効期間開始日) ××年 ×月 ×日
業 務 所	所在地	○○市▼▼町××	
	名 称	○○病院	
氏 名	○田△男		
業 務 廃 止 の 事 由 及 び そ の 年 月 日	(該当するものを○で囲むこと)		
	廃業・麻薬取扱廃止・退職・ 県外転勤 営業者変更・死亡・法人解散・免許資格喪失 その他 ()		
	(廃止年月日) ○○年 △月 △日		
上記のとおり、業務を廃止したので免許証を添えて届出します。 ○○年 ○月 ○日 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;"> 住 所 ○○市××町△- △ 届出義務者続柄 氏 名 ○田△男 </div> <div style="text-align: center;"> 和歌山県知事 保健所長 殿 </div>			

業務廃止により麻薬診療施設、麻薬研究施設でなくなる場合、施設の開設者は麻薬所有届の提出が必要です。

1. 添付書類

- ①麻薬 * 者免許証 (原本) (*卸売業・小売業・施用・管理・研究)
- ②紛失理由書 {免許証を紛失した場合のみ}

2 記載上の注意事項等

(1) 提出部数

和歌山市内は薬務課へ1部、他は保健所 (支所) へ2部 (1部はコピー可)

麻薬小売業者及び麻薬卸売業者については保健所 (支所) へ1部

(2) 免許証の番号・免許年月日欄には、麻薬取扱免許証の番号・有効期間の開始年月日を記載すること。

(3) ※印の空欄には次のうち、何れか該当するものを記入すること。

卸売業・小売業・施用・管理・研究

(4) 業務廃止の事由及びその年月日の欄には、具体的な理由及び事由の生じた日を記載すること。

(5) 届出者が法人の場合は、住所欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄には名称及び代表者の氏名を記載すること。

(6) 届出義務者続柄の欄には、届出義務者が死亡 (又は解散) した場合のみ記載すること。

3 留意事項

(1) 届出の期限: 事由が発生した日から15日以内。

(2) 届出義務者: 麻薬取扱者 (死亡又は解散の場合は、その相続人若しくは相続人に代わって相続財産を管理する者又は清算人)

麻薬施用者・麻薬研究者が和歌山県内の他の業務所に異動し、引き続き診療、研究に従事する場合は、免許証記載事項変更届 (変更後15日以内) を提出する。

(3) 麻薬営業者の免許が効力を失った場合 (業務所移転等)、麻薬診療施設・麻薬研究施設でなくなった場合は、麻薬所有届 (事由が発生した日から15日以内) の提出が必要。

なお、所有麻薬がある場合は、麻薬廃棄届 (事前に薬務課・保健所等と打合せ必要)、

あるいは麻薬譲渡届 (事由が発生した日から50日以内) を提出し、所有麻薬を処分すること。